平成 24年度で終了 します

) ~ による所得



■3000円の税額控除

告を、 年分の間でいずれか1回)。こ 3000円の控除を受けること ができます(平成19年分から24 て行うと、 告・納税システム)を利用し までにe‐Tax(国税電子申 の税額控除は本年の適用をもっ て終了となる予定です。 平成24年分の所得税の確定申 平成25年3月15日(金) 所得税額から最高

a×」で提出しようっと 算も簡単。申告も「e・T



農産物応援キャラクター 「らいすん」はインター ネットで確定申告中

りするなどのメリットがありま ンターネットを利用して申告す ることで添付書類を省略できた 還付申告が早く処理された - Taxは、自宅からイ

- Taxを利用するには Taxを利用する場合

などが必要です。 は、事前に電子証明書の取得と ICカードリー ダライタの購入

■電子証明書の発行

お越しください 予想されますので、 交付窓口が大変混み合うことが 支所で交付します。申告間際は 口に電話で発行予約をしてから 電子証明書は、お近くの総合 必ず受付窓

●予約の方法 各総合支所の市

られる

●受付時間 時(土日・祝日を除く) 午前9時

手数料500円

※住民基本台帳カードがない場 要になります。

- Taxに関するご相談

松本税務署

32·2790)

電子証明書の予約発行の相談 各総合支所市民福祉課、

穂高総合支所内市民課 (**風**82·3131代**風**82·6622)

民係へ電話等で申し出てくだ

民福祉課窓口または市民課市

~午後4

●必要なもの 0) 手帳 (証書) · 介護保険証等 鑑(ゴム印等は不可)▽発行 付証明書>健康保険証・年金 カード▽運転免許証やパスポ ト等の官公署発行の顔写真 官公署発行の証明書▽印 ▽住民基本台帳

行予約、原則後日交付)が必 合は、別途発行手続き(要発

または

年少扶養親族の申告は忘れずに

平成24年度から、16歳未満の年少扶養親族に対する控除が廃止 になりましたが、市県民税の非課税判定、障害者控除の適用には引 き続き申告が必要です。申告を忘れると、市で行っている子育てに 関するサービスに反映されない場合があります。扶養されている年 少親族がいる人は、忘れずに申告してください。

問豊科総合支所内市民税課(<u>□72·3111</u>代) <u>□72·8340</u>

地域主権改革一括法により、 意見を お 寄せ

河川

公園

0

河川

都市公園に

関する各条例

(案)

につ

(V

3

ました。 定めることができるようになり 設置の基準について市が条例で 道路や河川、公園などの管理や これまで国の法律で定めていた

皆さんからの意見を次のとおり 定の4つの条例(案)について 各担当課へお寄せください。 募集します。 市では平成25年度から実施予 市内に住所を有する 意見がある場合は

●対象者 か通勤、 法人。 事業などを行う個人、 通学する人。 または 市内で

■閲覧方法 域支援課、 の担当課および各総合支所地 市ホームページで閲覧できま 内「くるりん広場」、または、 各案は、それぞれ 市民活動センター

応募方法 募集期間 平成25年 任意の用紙に意 月15日(火)(必着) 12月27日 (木)

> いる 代表者名·所在地·電話番号 号を、法人の場合は、法人名・ かの方法により提出してくだ ァクス・電子メールのいずれ を明記の上、郵送・持参・フ の場合は、住所(または勤務 見、提言事項を記載し、 学校名)・氏名・電話番 個人

●応募結果の公表 除く)。 ご了承ください。 集結果は、内容をとりまと ます(提出者に関する情報は て直接の回答はしませんので せていただいた意見などの募 市の考え方と共に公表し 個々のご意見に対し 条例案に寄

条例(案) 市都市公園の整備に関する

規模の基準等について、 が条例を定めることとなりまし 律に定めていた基準を元に、 都市公園の設置、 (囮72·3111代 囮72·3569) 個豐都市計画課公園緑地係 配置および

> 都市公園の整備に関する条例」 条例案に対するご意見などを募 の制定を予定しています。この た。これを受けて、 市では「市

> > 制定を予定しています。これら

る際に基準になる3つの条例の 準用河川管理施設などを建設す

条例案に対するご意見などを募

◎応募先 〒399-820

豊科総合支所内監理課 安曇野市豊科4340

∑kanri@city.azumino.nagano.jp または各総合支所地域支援課

応募先 〒399-8205 関する条例(案)市道の構造の技術的基準に 豊科総合支所内都市計画課 安曇野市豊科4340 ∑toshikeikaku@city.azumino.nagano.jp または各総合支所地域支援課

例(案) 造の技術的基準を定める条 準用河川管理施設等の構 例(案) 道路標識の寸法を定める条

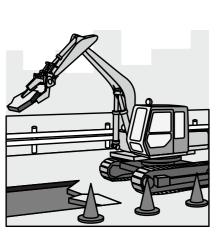
(凪72·3111代 風72·3569)圓쁼監理課登記担当

が一律に定めていた基準を元 するための基準等について、 市の道路や河川を管理、整備 市が条例を定めることとな 玉

りました。これを受けて、策定

を進めています。

市では市道や



33 広報 あづみの 2012.12.26